

2008年9月17日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

「財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型」の 基準価額推移と今後の投資環境について

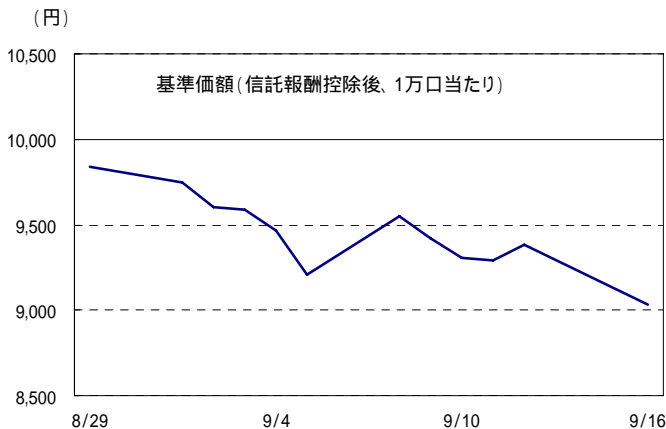
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

米国で15日、証券大手のリーマン・ブラザーズ・ホールディングスが、連邦破産法第11条(日本の民事再生法に相当)の適用を申請しました。同社を巡っては、米当局や大手金融機関が身売りの可能性などを模索して先週末に協議を行なっていましたが、これが不調に終わり、今回の法的整理に至りました。こうした動きを背景に金融不安が一段と高まり、金融・資本市場が世界的に荒れる展開となっています。

このような状況下、「財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型」の基準価額は9月16日に9,036円(信託報酬控除後・1万口当たり)となり、先月末(8月29日)から800円値下がりしました。「不動産投信の下落」「日本株式の下落」「主要通貨に対しての円高」は基準価額値下がり要因となりましたが、「海外債券の金利低下(債券価格上昇)」は基準価額にプラス寄与しました。

基準価額の推移および基準価額騰落の要因分解 (2008年8月29日～2008年9月16日)

基準価額の推移(2008年8月29日～2008年9月16日)



基準価額は信託報酬(年率0.9975%(税抜0.95%))控除後の1万口当たりの値です。上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

要因分解(2008年8月29日～2008年9月16日)

| | |
|-------------|-------|
| 基準価額(8月29日) | 9,836 |
| お支払いした分配金 | -80 |
| 不動産投信 | -158 |
| 海外債券 | -278 |
| (うち債券要因) | 43 |
| (うち為替要因) | -321 |
| 日本株式 | -279 |
| 信託報酬その他 | -5 |
| 基準価額(9月16日) | 9,036 |

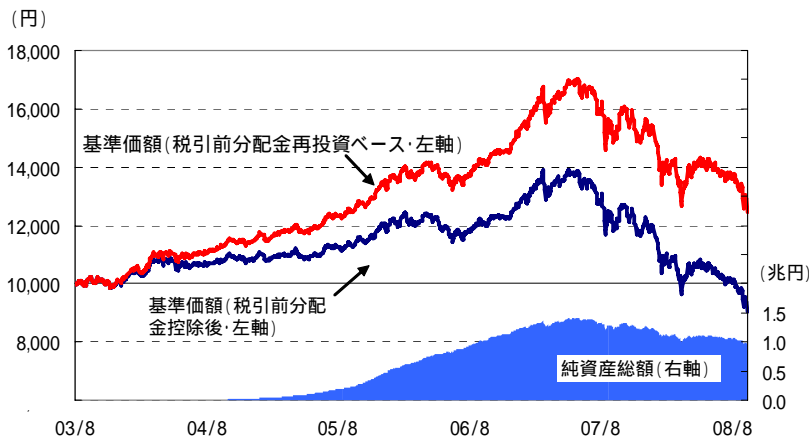
上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご参照ください。

～1/7～

当資料は、日興アセットマネジメントが「財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型<愛称:財産3分法ファンド>」の投資信託説明書(交付目論見書)を補足すること等を目的とし、投資家の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくために作成した販売用資料です。

基準価額の推移および分配金実績(2003年8月5日(設定日)～2008年9月16日)

基準価額の推移(2003年8月5日(設定日)～2008年9月16日)



分配金実績 (税引前、1万口当たり)

| 設定来合計 | 直近12期計 | |
|------------|------------|------------|
| 3,670円 | 960円 | |
| 2007/10/10 | 2007/11/12 | 2007/12/10 |
| 80円 | 80円 | 80円 |
| 2008/1/10 | 2008/2/12 | 2008/3/10 |
| 80円 | 80円 | 80円 |
| 2008/4/10 | 2008/5/12 | 2008/6/10 |
| 80円 | 80円 | 80円 |
| 2008/7/10 | 2008/8/11 | 2008/9/10 |
| 80円 | 80円 | 80円 |

基準価額:

12,440円(税引前分配金再投資ベース)

9,036円(税引前分配金控除後)

純資産総額: 9,492億円 (2008年9月16日現在)

これらのグラフやデータは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

基準価額は信託報酬(年率0.9975%(税抜0.95%))控除後の1万口当たりの金額です。税引前分配金再投資ベースは、税引前分配金を再投資したとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

今後の投資環境など

今回の米大手証券の破綻により、米国の金融セクターでの驚くようなニュースもほぼ出尽くしに近いとみています。なお、欧州および日本の金融セクターは、依然として非常に健全な状況にあると考えられ、これらから悪いニュースが多く流れてくる可能性は低いとみられます。

また、ニューヨークの原油価格が大きく値下がりし、過熱していた商品市況は落ち着きを取り戻しつつあるとみられることから、世界的に金融緩和が進む可能性があると考えられます。これらは、日本株の先行きにとって明るい材料と考えられます。

なお、国内の不動産市況の先行きに対しては、不動産市況の悪化もあり、不透明感が強くなっていますが、REIT全体の予想配当利回りは、2002年以来の高水準となっており、分配金利回りの観点からは、東証REIT指数には売られ過ぎの感がみられていると考えられます。

お申込メモ

| | |
|------------|---|
| 商品分類 | 追加型証券投資信託/ファンド・オブ・ファンズ/自動けいぞく投資適用 |
| お申込単位 | お申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。 |
| お申込価額 | お申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| お申込不可日 | 取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得のお申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託期間 | 無期限(平成15年8月5日設定) |
| 決算日 | 毎月10日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 毎決算時に、分配金額は委託会社が決定するものとし、原則として安定した分配を継続的に 行なうことをめざします。なお、分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 |
| ご換金価額 | 換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 |
| ご換金不可日 | 換金請求日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、換金請求の受付は行ない ません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 |
| ご換金代金のお支払い | 原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 |
| 課税関係 | 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 |

手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

<お申込時、ご換金時にご負担いただく費用>

お申込手数料 : お申込手数料率は、3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率
とします。
分配金再投資コースの場合、収益分配金の再投資により取得する口数
については、お申込手数料はかかりません。

換金手数料 : ありません。

信託財産留保額 : 換金時の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額(1口当たり)

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

信託報酬 : 純資産総額に対して、年率0.9975%(税抜0.95%)の率を乗じて得た額

その他費用 : 組入有価証券の売買委託手数料、監査費用、借入金の利息、
立替金の利息など

その他費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すこ
とができません。

当ファンドの手数料などの合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに
応じて異なりますので、表示することができません。
詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

委託会社、その他関係法人

| | |
|------|---|
| 委託会社 | 日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号 加入協会:(社)投資信託協会、 (社)日本証券投資顧問業協会 {ホームページ} http://www.nikkoam.com/ {コールセンター} 0120-25-1404 (午前9時~午後5時、半休日となる場合は午前9時~正午。土、日、祝・休日は除く。) |
| 受託会社 | 日興シティ信託銀行株式会社 |
| 販売会社 | 販売会社については、次ページ以降をご確認ください。 |

お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称 | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|--------------|----------|-----------------|-----------|----------------|--------------|
| | | 日本証券業協会 | (社)投資信託協会 | (社)日本証券投資顧問業協会 | (社)金融先物取引業協会 |
| 株式会社秋田銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第2号 | | | |
| 株式会社足利銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第43号 | | | |
| 株式会社阿波銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第1号 | | | |
| 株式会社池田銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第6号 | | | |
| 株式会社伊予銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第2号 | | | |
| 株式会社大分銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第1号 | | | |
| 沖縄県労働金庫 | 登録金融機関 | 沖縄総合事務局長(登金)第8号 | | | |
| 株式会社香川銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第7号 | | | |
| かざか証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第58号 | | | |
| 九州労働金庫 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第39号 | | | |
| 株式会社京都銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号 | | | |
| 株式会社きらやか銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第15号 | | | |
| 近畿労働金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第90号 | | | |
| 株式会社群馬銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第46号 | | | |
| 株式会社佐賀銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第1号 | | | |
| 株式会社札幌銀行 | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第2号 | | | |
| 株式会社山陰合同銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第1号 | | | |
| 株式会社滋賀銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第11号 | | | |
| 株式会社四国銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第3号 | | | |
| 四国労働金庫 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第26号 | | | |
| 株式会社七十七銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第5号 | | | |
| 株式会社十六銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第7号 | | | |
| 株式会社荘内銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第6号 | | | |
| 株式会社常陽銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第45号 | | | |
| 株式会社親和銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第3号 | | | |
| スルガ銀行株式会社 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第8号 | | | |
| 株式会社第三銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第16号 | | | |
| 株式会社第四銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第47号 | | | |
| 株式会社千葉興業銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第40号 | | | |
| 中央労働金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第259号 | | | |
| 中国労働金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第53号 | | | |
| 株式会社東邦銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第7号 | | | |
| 東北労働金庫 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第68号 | | | |
| 株式会社東和銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第60号 | | | |
| 株式会社徳島銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第10号 | | | |
| 株式会社栃木銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第57号 | | | |
| 株式会社鳥取銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第3号 | | | |
| 株式会社富山銀行 | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第1号 | | | |
| 株式会社長崎銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第11号 | | | |
| 長野県労働金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第268号 | | | |

次ページへ続く >>>

お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称 | | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|----------------|----------|-----------------|---------|-----------|----------------|--------------|
| | | | 日本証券業協会 | (社)投資信託協会 | (社)日本証券投資顧問業協会 | (社)金融先物取引業協会 |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第6号 | | | | |
| 日興コーディアル証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第129号 | | | | |
| 野村證券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号 | | | | |
| 株式会社八十二銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第49号 | | | | |
| 株式会社肥後銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第3号 | | | | |
| 株式会社百十四銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第5号 | | | | |
| フィデリティ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第152号 | | | | |
| 株式会社福井銀行 | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第2号 | | | | |
| 株式会社北都銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第10号 | | | | |
| 株式会社北洋銀行 | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第3号 | | | | |
| 北陸労働金庫 | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第36号 | | | | |
| 北海道労働金庫 | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第38号 | | | | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | | | | |
| 株式会社みちのく銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第11号 | | | | |
| 株式会社みなと銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第22号 | | | | |
| 株式会社南日本銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第8号 | | | | |
| 株式会社宮崎銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第5号 | | | | |
| 株式会社武蔵野銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第38号 | | | | |
| 株式会社もみじ銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第12号 | | | | |
| 株式会社山口銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第6号 | | | | |
| 株式会社山梨中央銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第41号 | | | | |
| 株式会社琉球銀行 | 登録金融機関 | 沖縄総合事務局長(登金)第2号 | | | | |

お申込みに際しての留意事項

リスク情報

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に不動産、債券および株式など値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に株式や不動産の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式や不動産の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、大きな損失を被る可能性があります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

お申込みに際しての留意事項

不動産投信への投資に伴うリスク

以下は、当ファンドが主要投資対象とする不動産投信の目論見書に記載されている、不動産投信への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。ただし、以下は不動産投信への投資に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。以下に記載するリスクが現実化した場合、市場価格が下落したり、分配金の額が低下したりする可能性があり、その結果、損失を被る可能性があります。

「投資証券に係るリスク」、「投資法人制度および投資法人の組織に関するリスク」、「不動産に関するリスク」、「信託の受益権特有のリスク」、「税制に関するリスク」

上記は主なリスクであり、記載された以外のリスクも存在します。詳細につきましては投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

その他の留意事項

当資料は、日興アセットマネジメントが「財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型<愛称:財産3分法ファンド>」の投資信託説明書(交付目論見書)を補足することなどを目的とし、投資家の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくために作成した販売用資料です。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、販売会社より、投資信託説明書(交付目論見書)などをあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ず詳細をご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。